足立史談
第645号
2021年11月15日
足立区立郷土博物館内
足立史談編集局
〒120-0001
東京都足立区大谷田5-20-1
ＴＥＬ 03-3620-9393
ＦＡＸ 03-5697-6562

もくじ

あだち民具図典⑪実用新案登録された栓抜器… P1
「大上々国」足立、豊かさの要因は？… P2　はい、文化財係です㉝本田家文書と忍び… P4

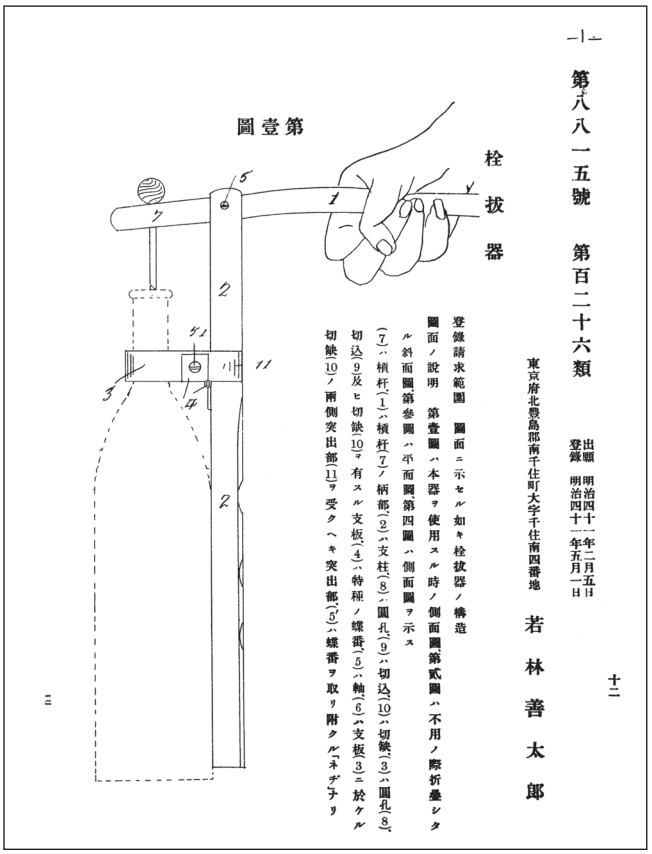
第八一五號　第百二十六類
出願　明治四十一年二月五日
登録　明治四十一年五月一日
東京府北豐島郡南千住町大字千住南四番地　若林善太郎
栓抜器
第壹圖
登録請求範圍　圖面ニ示セル如キ栓抜器ノ構造
圖面ノ説明　第壹圖ハ本器ヲ使用スル時ノ側面圖第貳圖ハ不用ノ際折畳シタル斜面圖第參圖ハ平面圖第四圖ハ側面圖ヲ示ス
(7)ハ槓杆(1)ハ槓杆(7)ノ柄部(2)ハ支柱(8)ハ圓孔(9)ハ切込(10)ハ切鋏(3)ハ圓孔(8)、切込(9)及ヒ切鋏(10)ヲ有スル支板(4)ハ特種ノ蝶番(5)ハ軸(6)ハ支板(3)ニ於ケル切鋏(10)ノ兩側突出部(11)ヲ受クヘキ突出部(9)ハ蝶番ヲ取リ附クル「ネヂ」ナリ

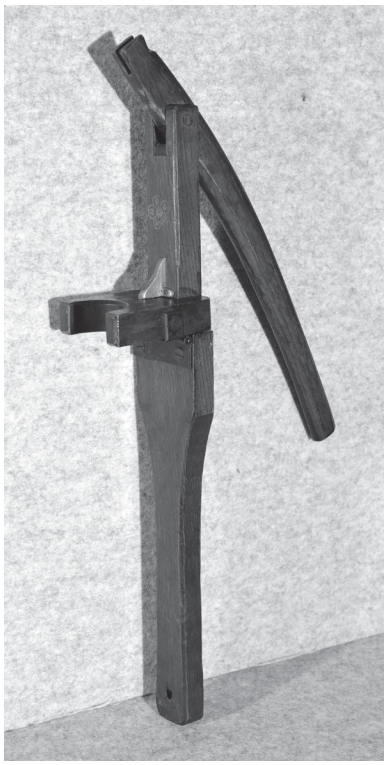

あだち民具図典⑪
実用新案登録された栓抜器

昨年、開催した「博物館のいっぴん」展では、博物館の収蔵する珍しくちょっと面白いさまざまな資料をご紹介しました。

そこで、展示したのが、この実用新案登録された木製の栓抜器です。

平成五年（一九九三）に千住四丁目の若林家から寄贈されたものです。

テコの原理で、ビンの栓を開けるものであるということは形状からすぐに想像がついたのですが、現代のビンの大きさでは押さえの部分の形が合わないというのはともかく、どうしてもテコの力を発揮する部分がビンから遠すぎるため使い方がもうひとつわかりませんでした。

展覧会に向けて再調査を進めたところこの栓抜器が実用新案登録されたものであることがわかりました。

特許情報プラットホーム（http://www.j-platpat.inpit.go.jp）の簡易検索で、特許・実用新案、「実明八八一五」で上記の文献を見ることができます。（実際は2頁あります）これによると、登録は明治四十一（一九〇八）年であること、千住南四丁目（南千住）の若林善太郎氏によるものであることがわかります。

図面を見るとV字となった部分に、球形の頭のついたピンのようなものを差し込み、それを栓抜器に挟んで抜く方法のようです。ビンの栓は、コルクではないかと思われます。また蝶番を使ってあり、使用しないときは折りたためることがこの栓抜器の特徴です。

こうした器具を出願し、製品化し人が南千住にいたこと、そしてその所蔵者（寄贈者）が発明者と同じ若林氏であったことなど、地域のモノづくりや人の繋がりがいろいろと想像できる資料です。

（学芸員　荻原ちとせ）

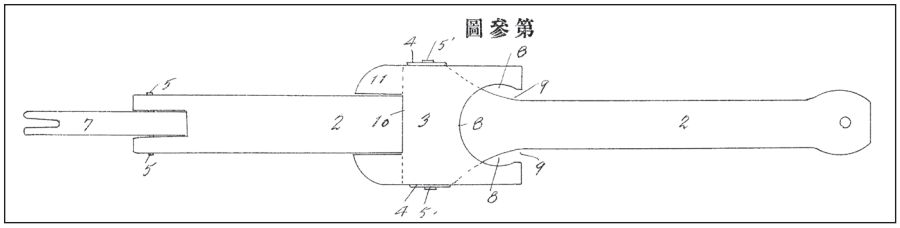

「大上々国」足立、豊かさの要因は？
―江戸時代の年貢率から―

多田文夫

「大上々国」足立

寛政期の地理学者、古川古松軒（ふるかわ・こしょうけん）が記した「四神地名録」という記録がある。本書は老中戸田氏教の命をうけ寛政六（一七九四）年に江戸近郊を調査、地域ごとの実情を幕閣に報告したものである。足立の綾瀬川周辺の土地風土について次の記述を掲載している（『近世地誌史料集』当館）。

…略…さて此辺の土地は大上々国と思はれ、荒川近村よりも勝レしやふに見へ、綿なども作り、空地さらになく、綾瀬川を越へては、田方七分、畑方三分、何レの村にも難渋の貧者と見ゆる家なし、委しく聞は、御鷹掛りの御用節も有る故に、貢もみやすく、水旱の難だにあらざれは至而の上地也…略…

引用部分は、足立郡花又村の記述の抜粋で、足立の土地を「大上々国」と絶賛する。これは「上々」から「下々」まで江戸近郊の地を９ランクにわけているうちの最上級のランクである。

「貢もみやすく」？

この高評価の要因について①「貢もみやすく」（＝年貢・税が軽い）、②水害も旱害もないとする。その結果、「至っての上地」（＝素晴らしい上級の土地柄）と評価している。ところで古松軒が報告した事項のうち多くは納得できる記述が多い。田畑の比率が七対三となっていること、空地（未使用地）が無いこと、鷹場の掛（御場掛）の御用があることなどである。

※足立は全面平野部で山や谷が無く全面耕地化できるため、未使用地（「空地」）がなかった。

だが「貢もみやすく」とした部分はどうだろうと感じていた。なかなか資料に出会えなかったが、文化遺産調査の結果、綾瀬の吉田家文書が寄贈され、年貢関係資料が見出されたので検討を試み始めた。本稿はその年貢について調べた結果である。

吉田家「古文書巻」から

ここに掲げた一覧は、先年綾瀬、伊藤谷の吉田康子氏からご寄贈頂いた「古文書巻」のうち、収録されている年貢割付状（年貢徴収命令書。前欠・後欠を含む）十八通から作成した幕府直轄領、伊藤谷新田の年貢高変遷である。

ほとんど幕府代官伊奈氏が発給した年貢割付状で、江戸時代前期の正保二（一六四五）年から享保三（一七一八）年までがひとまとまりになっている。№１の寛永十四（一六三七）年の割付状は末尾のみが伝来、さらに明治元（一八六八）年のものも確認できる。まず江戸時代の年貢は検地によって定められた公定収穫高をその年の作況を勘案して賦課される。田は石高で、畑は金銭に換算して算出される永（貫文、銭）で、これを石高に仮に換算している。

※　近世前期が中心なので便宜上１石＝金１両＝銭４貫文と仮定して計算（「永換算」項目）。

次に年貢率の前提となる伊藤谷新田の村高であるが、はじめは二二二石八斗八升八合で、割付状のうち一通にも記載があり（№４）、同時代の「武蔵田園簿」でも同じ村高が記載されている。

その後、足立は元禄八（一六九五）

永 単位＝貫	畑永 換算	参考 年貢高	年貢率 ％	備考
6.199	1.55	70.427	31.6	村高＝田園簿
5.841	1.46	70.315	31.6	村高＝田園簿
7.055	1.76	72.957	32.7	村高＝田園簿
6.456	1.61	79.617	35.7	
7.766	1.94	75.140	33.7	村高＝田園簿
7.766	1.94	72.290	32.4	村高＝田園簿
8.429	2.11	58.026	26.0	村高＝田園簿
9.223	2.31	67.033	30.1	村高＝田園簿
9.223	2.31	70.891	31.8	村高＝田園簿
6.761	1.69	28.016	12.6	村高＝田園簿 米永は算出
6.743	1.69	16.172	7.3	村高＝田園簿
5.960	1.49	14.395	6.5	村高＝田園簿
7.285		**57.940**	**26.0**	
7.573	1.89	14.867	9.1	
70.816	17.70	38.587	23.5	
14.555	3.64	10.614	6.5	
17.657	4.41	40.788	24.9	
27.650		**26.214**	**16.0**	
15.406	1.54	20.251	12.3	

年施行、元禄十（一六九七）年に定まった元禄検地が明治までの基準数字になるが、伊藤谷新田は一六四石二升二合のまま明治を迎える。この検地の未施行は公定収穫高の確定が一七五年間行われず明治を迎えることとなる（後述）。

三公七民から漸減する年貢率

筆者自身予想しなかったのが実際の年貢率である。一覧の年貢率をご確認いただきたいが、貞享三（一六八六）年以前は、おおむね三割の年貢率を確保しているものの、その後は高くて享保三（一七一八）年の約二五％（№17）、低い年は、わずか六％半（№13、16）となる。

つまり足立の年貢率は江戸時代前半に三公七民で徐々に年貢率が下がり、年によっては一公九民以下である。江戸時代の年貢は「五公五民」という（『地方凡例録』）。八王子周辺の年貢率は、約三〇％で推移したというから五公五民は実態と異なるとしても、一割未満の年貢率は、たしかに古松軒が言う「貢もみやすく」という言葉を裏付けられよう。

最後に明治元（一八六八）年の年貢を見てみよう。明治新政府になっても江戸時代の年貢徴収方法はそのまま踏襲され、丹後宮津藩出身の地方官、河瀬外衛が発給した年貢割付状では約一二％の年貢率となっている。ただしベースの村高は一六四石余という元禄検地の数字である。実際、どのくらいの収穫高があったのかを明治政府が調査した数字で見ると（明治9・10年「東京府村誌」より）、伊藤谷村（伊藤谷新田の後身）の生産高は四〇〇石を超える。米二八四石余、麦一二八石余で計四一二石に達し、その他の産物もある。仮に明治初年の収穫高が約四〇〇石とすれば、税率は一二％どころか、わずか〇・五割となる。確かに古松軒が言う通り「貢もみやすく」すごせる地域だったのだろう。

漸減した年貢率を幕府権力の後退とみるか、村、百姓衆の成長とみるかは評価が別れよう。しかし年貢率が低く農家の取り分が多い＝豊かな農村地帯となったことは想像に難くない。これは結果論かも知れないが文化遺産調査で明らかになっている素封家たちの活躍の制度的基盤となったのではないかと想定している。

【主な参考文献】

神立孝一「関東『畑永』の変遷について」（『創価経済論集』14（2）、1984年）／和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』（文献出版、1995年）／小澤正弘『関東郡代伊奈氏の研究』（私家版、2004年）ほか

（郷土博物館　学芸員）

近世前期　足立郡渕江領伊藤谷新田の年貢高

No	年月日	西暦	村名	発給者	宛先	村高	米 単位＝石
1	寛永14.霜.3.	1637	欠	伊半十	名主百姓中		
2	正保2.10.20.	1645	伊藤谷新田	伊半十	名主百姓中	222.848	**68.877**
3	明暦元.霜.10.	1655	伊藤谷新田	伊半左	名主百姓中	222.848	**68.855**
4	寛文元.10.28.	1661	伊藤谷新田	伊半左	名主百姓中	222.848	**71.193**
5	寛文4.11.--.	1664	伊藤谷村	平新右ほか５名	庄屋百姓中	**222.848**	**78.003**
6	延宝元.霜.09.	1673	伊藤谷新田	伊半十	名主百姓中	222.848	**73.198**
7	延宝2.11.15.	1674	伊藤谷新田	伊半十	（欠）	222.848	**70.348**
8	天和元.11.15.	1681	伊藤谷新田	伊半十	名主百姓中	222.848	**55.919**
9	天和3.霜.07.	1683	伊藤谷新田	伊半十	名主百姓中	222.848	**64.727**
10	貞享3.11.05.	1686	伊藤谷新田	伊半十	名主百姓中	222.848	**68.585**
11	元禄元.11.07	1688	伊藤谷新田	伊半十	名主百姓中	222.848	*26.326*
12	元禄6.11.05	1693	伊藤谷新田	伊半十	名主百姓中	222.848	**14.486**
13	元禄7.11.05	1694	伊藤谷新田	伊半十	名主百姓中	222.848	**12.905**
					元禄検地以前の平均		**56.119**
14	元禄11.11.05	1698	伊藤谷新田	伊半左	名主百姓	**164.022**	**12.974**
15	正徳元.11.05.	1711	伊藤谷新田	伊半左	名主百姓	**164.022**	**20.883**
16	享保2.11.5.	1720	伊藤谷村	伊半左	名主百姓	**164.022**	**6.975**
17	享保3.11.5.	1721	伊藤谷村	伊半左	名主百姓	**164.022**	**36.374**
					元禄検地以降の平均		**19.302**
参考	明治元.10.--.	1868	伊藤谷村	河瀬外衛	右村　名主/ 組頭/惣百姓	164.022	18.710

【出展】　全般「古文書」巻子装３巻（足立区綾瀬・吉田家文書）収録。
田園簿＝『武蔵田園簿』

はい、文化財係です㉝
本田家文書と忍び

本誌六一二号（平成三一年二月刊行）において、郷土博物館に寄託されている本田家文書についてご紹介しました。本田家文書は、この夏、埼玉県立嵐山史跡の博物館で開催された企画展「実相　忍びの者」に出展され、展示担当の岩田明広氏によって様々なことが明らかにされました。そこで、今回は本田家文書と忍者の関係性について、新しく指摘されたことをご紹介していきます。

■忍びとは　忍び、すなわち忍者といえば、かつては漫画や小説の世界の話であって、学問の対象とはみなされませんでした。しかし、近年、忍者の里として有名な伊賀市や甲賀市を擁する三重県の三重大学で忍者に関する研究が精力的に行われています。三重大学では修士課程に専門科目として「忍者・忍術学」（歴史・文学が中心）が導入されているほどです。また、青森県では弘前藩の忍者屋敷が発見されました。そのため青森大学では部活動として日本唯一の忍者部が創設され、忍者の研究も進んでいます。

このように忍者の研究が盛んになっていますが、忍者という言葉を使った最も早い例は、昭和三十一年から昭和三十三年にかけて五味康祐が連載した『柳生武芸帳』といわれ、それ以前は忍びや忍びの者と呼ばれていたそうです。南北朝時代の動乱を描いた『太平記』には「逸物ノ忍ヲ八幡山へ入レテ、神殿ニ火ヲゾ懸タリケル」とあります。文意は、「優れた忍びを石清水八幡宮へ潜入させ、神殿へ放火させた」というもので、これが忍びの初見といわれています。

■戦国時代の「忍」　戦国時代に「忍」という文言がみられる古文書は一〇点ほどしかありません。これらを分析した岩田氏は、忍びは、正規軍の力攻めとは別に、「夜間に行う小規模な戦闘をともなう潜入・乗取・放火などの特殊な戦術で、その役についた特殊部隊や人も表す」と定義しています。ちなみに、上杉謙信の書状には、「夜わさ鍛錬之者」とあり、謙信の配下に夜わざ（夜間作戦）に長けた者がいたことが知られています。

■本田家文書の「忍」　本田家文書には北条氏が本田氏に与えた古文書九点があります。その内の八点は、永禄五年（一五六二）の北条氏による葛西城（葛飾区）攻略戦にかかわるものです。六一二号に写真と書き下し文を掲載した古文書は、一〇点程度しかない「忍」と記された古文書の一つです。今回は「忍」の部分を拡大した**図1**をご覧ください。

図1

「葛西要害以忍乗取」（葛西要害を忍びをもって乗っ取り　※原本では「取」から改行されており、**図1**にはありません）と書いてあります。従来、この「忍」については忍者のことと考える説と、「こっそり」という副詞として考えるべきだという二説ありました。しかし、この「忍」は、夜間に葛西城へ潜入して城を乗っ取る作戦と、それに従事する人々のことであると指摘されました。

ところで、本田家文書には、北条氏康が本田氏にたいして「無紋で参陣したならば」という文言のある文書があり、従来はその意味がよく分かっていませんでした。しかし、今回の展示では、「所属不明となるように旗に紋を付けないで参陣せよ」という意味だと解説されています。当時は、戦場における自分の活躍が目立つように旗に紋を付けて参陣するのが普通でしたが、忍びに従事する者に対して、内密に参陣せよと北条氏が命じているのです。

■本田氏のルーツ　本田氏のルーツは武蔵国男衾郡本田郷（現埼玉県深谷市川本）といわれていましたが、ここは本田氏とは別な川本本田氏の拠点でした。しかし、本田氏は川本本田氏から別れた家である可能性の高いことが指摘されました。川本本田氏の本拠は遺構が現存しており、南側は失われていますが東西一二五メートル、南北一五〇メートル程の館だったと想定され、ここで忍びの鍛錬を行っていた可能性も指摘されています。

【参考文献】
埼玉県立嵐山史跡の博物館『企画展実相　忍びの者』令和三年
岩田明広「戦国の忍びを追う―葛西城乗取と羽生城忍び合戦―」（『埼玉県立史跡の博物館紀要』一四号、令和三年）

（文化財係学芸員　佐藤　貴浩）

ここで見られる足立の文化財

大聖寺（関原二―二二―一〇）所蔵の文化財が出展されます！

足立区登録有形文化財
八代目市川団十郎奉納木造提灯扁額
【場所】荒川ふるさと文化館（荒川区南千住六―六三―一）
【展示名】江戸文字を描く―江戸のデザイン文字の魅力―
【会期】一〇月三〇日（土曜日）～一二月五日（日曜日）
※歌舞伎の市川家が嘉永六年（一八五三）に大聖寺へ奉納した名品です。平成三一年に修復され輝きを取り戻した姿をぜひご覧ください。